柏原市土砂埋立て等の規制に関する条例（改正案）の概要

柏原市では、平成6年4月に柏原市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を制定し、生活環境の保全と災害の防止を目的として住民の生活環境の保全と災害の防止に向けて取り組んできました。

平成26年2月には豊能町での土砂崩落事故が社会問題となり、大阪府は、平成27年7月に府下全域を対象とした、大阪府土砂の埋立て等の規制に関する条例を施行しました。

これを契機として柏原市は大阪府と連携し、さらなる生活環境の保全や災害の防止を図るため、柏原市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を全面的に改正しようとするものです。

柏原市土砂埋立て等の規制に関する条例（改正案）

**【目的】**

土砂の造成行為（埋立て・盛土・堆積・切土・床掘）及び造成行為に伴い必要となる施設等について規制（許可制）することにより、土砂の埋立て等の適正化を図り、災害の発生の防止及び生活環境の保全に資することを目的としています。

**【事業者に対する規制の主な内容】**

* 許可が必要な事業

・事業区域（造成行為及びそれに伴い必要となる施設の合計面積）が500㎡以上、かつ埋立て、盛土、堆積を行う場合はその最大高さが１ｍを超える行為又は切土、床掘を行う場合はその最大深さが２ｍを超える行為（事業区域内の土砂を搬出する行為及び事業区域内で切土等を行い埋立て、盛土、堆積する行為も含みます。）は許可が必要です。

 ただし、大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例等の他法令の許可を受けて行う事業の場合は、協議により本条例による許可は不要となる場合があります。

・許可期間は3年以内です。

* 許可申請

事前協議により事業の目的、区域の位置、面積及び造成計画や造成行為に伴い必要となる施設の設置に関する計画、使用される土砂の量、土砂の運搬計画、事業の施行順序、水質検査を行うために講じる対策、災害の発生の防止及び生活環境を保全するための対策内容等を協議確認し、許可申請をしていただきます。

* 許可の基準

・許可申請者（法人の役員、使用人、代理人を含む）が、本条例等に違反して命令を受けた場合(一定期間）や暴力団員等に該当する場合は不許可です。

・事業区域の面積が3000㎡を超える場合は、事業を適正に行うに足りる資力を有することが必要です。

・災害を防止するため、規則で定める措置や基準等に適合することが必要となります。

* 事業者の主な義務

・造成行為に供する土砂の発生元及び汚染のおそれがないことの確認、報告

・造成行為に供した土砂の量等を記載した管理台帳の作成及び定期的な報告

・事業区域排水の水質検査の定期的及び完了時等の報告

・事業区域の境界票の設置や保存

　・事業区域の土地の所有者等の同意の取得

　・事業地周辺住民への事業内容の周知

**【土地所有者の義務】**

○　定期的に事業の施工状況を確認し、また不適正な事業が行われていることを知ったときは、速やかに市長に報告する必要があります。

○　土地所有者が上記の義務を怠り、かつ事業者が市長からの命令に従わない場合には、最終的に必要な措置等を土地所有者がする必要があります。

**【罰則】**

* 2年以下の懲役または100万円以下の罰金：無許可、命令違反など、罰則が強化されています。

**【経過措置】**

* 改正条例施行日に、現行条例（平成６年柏原市条例第２６号）に基づく許可を受けている事業については、経過措置及び期間が設定されます。

※なお、改正前の条例は、次のサイトからご覧いただけます。

<http://www.city.kashiwara.osaka.jp/reiki/reiki_honbun/e600RG00000196.html>